

高梁市広報紙有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 高梁市広報紙「広報たかはし」(以下「広報紙」という。)に掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項については、高梁市広告掲載要綱(平成26年高梁市告示第120号。以下「要綱」という。)及び高梁市広告掲載基準に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告掲載 広報紙に有料で広告を掲載すること
- (2) 広告主 広報紙に広告掲載しようとする法人若しくは団体又は個人事業者等

(広告の規格)

第3条 広告掲載の規格は別表第1に定めるとおりとする。

(広報紙の広告掲載枠及び位置)

第4条 広報紙の広告掲載枠は、原則1か月につき6枠を限度とする。ただし、当該月の広報紙の状況により、広告掲載枠を増減させることができる。

2 広告掲載枠の位置は、広報紙の中から市長が定める。

(広報紙の広告掲載枠独占の禁止)

第5条 同一広告主の広告掲載は、1か月当たり合計2枠を限度とする。

(広告掲載の期間)

第6条 広告の掲載期間は1か月を単位とし、掲載月を起算月として最長連続12か月を限度とする。ただし、年度を越えて申し込むことはできない。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告主は、この要領に定める条項の適用を受けることに同意した上で、市長が指定する期間内に高梁市広報紙広告掲載申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申込みがあったときは、広告主に対し、事業概要の分かる資料、免許、許可、届出等、法的手続きが必要な業種にあつてはその免許等の写し、広告の原稿案等、必要に応じて書類の提出を求めることができる。

(広告掲載の審査及び決定等)

第8条 市長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、速やかに広告主及び広告の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、高梁市広報紙広告掲載承認・不承認決定通知書（様式第2号）により広告主に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、掲載の可否について疑義を生じた場合は、要綱第8条に規定する高梁市広告審査委員会による審査を経るものとする。

3 第1項の承認にあたって市長は、広告内容の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

4 広告主が広告掲載枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定するものとする。

(1) 市内に事業所、事務所等を有する者の広告

(2) 国、地方公共団体、公社、公益法人等の広告

(3) 市内に事業所、事務所等を有しない者の広告

(4) 前各号に掲げるもの以外の広告

5 前項の場合において、順序の同じ広告主があるときは、掲載希望月数の多いものを先順序とする。

6 前2項の規定によっても、決定しないものについては、抽選により決定する。

(広報紙広告掲載料)

第9条 広報紙の広告掲載料は、別表第1に定めるとおりとする。

2 連続して広告を掲載する場合の広告掲載料については、掲載月を起算月とし、別表第2に掲げる計算式にて得た額とする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。ただし、市長が認めるときはこの限りでない。

(広告掲載料の返還)

第11条 市長は、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、掲載できなかつた期間に応じ、納付済みの広告掲載料を広告主に返還する。

2 市長は、要綱第7条の規定により広告掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載を一時中止した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

3 市長は、前項の規定により広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

4 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告原稿は、市が指定する規格により広告主の負担で制作し、市長が指定する期日までに電子ファイル等の記録媒体により提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された広告原稿の内容が、法令に違反し、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告原稿の内容等の変更を求めることができる。

(広告等の変更)

第13条 広告主は、1か月を単位として、広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、市長に対し、高梁市広報紙広告掲載変更申込書(様式第3号)を提出し、承認を得るものとする。

3 市長は、前項の規定により広告掲載の変更の申込みがあったときは、速やかに内容を審査し、高梁市広報紙広告掲載変更承認・不承認決定通知書(様式第4号)により広告主に通知するものとする。

3 第8条第3項及び第12条第2項の規定は、前3項の規定による広告の変更について準用する。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、要綱第7条の規定により広告掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載を一時中止することができる。

(広告掲載の取下げの申出)

第15条 広告主は、自己の都合又は広告主の責に帰する理由により、広告掲載を取り下げようとするときは、取下げようとする月の前月の20日までに、市長に対し、高梁市広報紙広告掲載取下げ申出書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取下げた場合は、既に納付された広告掲載料は返還しないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、天災その他広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を取り下げざるを得ないと判断される場合は、第11条第1項の規定を準用し、掲載しない期間に応じ、納付済みの広告掲載料を広告主に返還する。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第8条第1項の規定により決定を受けた広告掲載の権利を譲渡してはならない。

5 広告主は、広告主、広告の内容等が、景品表示法その他関係法令に違反し、若しくはそのおそれがあるとき又はこの要領等に抵触するものであるときは、速やかに市へ報告しなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年1月8日から施行し、広報紙平成31年4月号広告掲載分から適用する。

附 則

この要領は、令和3年9月6日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の要領の規定により作成された様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。